

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	来鉢 (来鉢井路)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

4自治区からなる農地の総面積は広く、一部圃場整備されており、優良農地が多い一方、大半は傾斜地にあり、耕作しにくい環境にある。認定農業者や認定新規就農者、法人等が中心に経営している。現在、約9割の経営体は水稲・野菜を自作または小作契約している。1割の経営体については高齢化や後継者不足のため、所有農地を全て自己保全管理している。地域内で主に栽培している作物は米である。現在取組を行っているものは、鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、鳥獣被害の増加が挙げられる。
主な作物: 米

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大、低コスト化を図ること、有機や無農薬栽培など環境に配慮した農業技術を導入すること、新しい品種の栽培への取組を目指す。また地域の所得向上に向け、米から野菜への転換、有機農業の導入、作物のブランド化に取り組むたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者や認定新規就農者、法人等を中心となる経営体として位置づける。今後離農者が出た場合は、中心となる経営体に農地を集積し、低コスト化を図りながら、耕作放棄地にならぬように農地保全に努める。また、新規就農者の獲得を積極的に目指す。 ・認定農業者や認定新規就農者、法人等を中心に集約化することを目標とする。 ・今後離農者が出た場合は、中心となる経営体に集積・集約化する。また、新規参入を促進し、新規参入者に集積・集約化する。
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>実施予定なし。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>委託予定なし。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①防護柵の点検及び修繕を行っていく。</p> <p>⑦引き続き中山間事業を活用し、管理を行っていく。</p>				